



～あなたも民商の共済会に～

会員・配偶者は無条件で加入可
同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

村上民商ニュース

2018/8/27

NO.283 村上市九日市 129-1

村上民主商工会

☎66-8110 FAX66-8126

消費税増税はキッパリ中止！消費税は5%に！ 「消費税の複数税率・インボイス」ってな～に!?

安倍政権は来年2019年10月から消費税10%への引き上げと、2023年10月から複数税率・インボイス方式を導入しようとしています。食料品などについては消費税10%にせず、今の8%のままで据え置くというのが軽減税率です。対象品目は、酒類・外食を除く飲食料品、新聞の定期購読料です。「軽減税率」の導入によって、政府は「低所得者への配慮」と国民をごまかそうとしています。軽減税率が導入されても消費税が10%になれば、年間一世帯当たり約6万2千円の負担が増えます。負担軽減と言うのなら、消費税を5%に戻すべきです。この導入を阻止しようと、全商連は問題点などを知らせるアニメ動画「教えて湖東先生！消費税の複数税率・インボイスってな～に？」を作成しました。全4話の構成で、湖東税理士の解説が入っており、問題点が分かりやすくなっています。

全商連のホームページからご覧いただけます。

全商連



8月なんでも相談会

日時 8月24日(金)午後2時から
会場 村上民商事務所

※相談希望者は、事前に連絡をお願いします。

9月の無料法律相談

日時 9月19日(水)
午前10時30分から
会場 村上民商事務所
弁護士 新潟中央法律事務所

小淵真理子弁護士

☆相談希望の方は、必ず事前に電話で予約を。
緊急の相談は新潟市の同法律事務所です。
事務局まで連絡を。

困ったら相談を

納税が困難なときは、換価の猶予などを活用しながら、負担を軽減しましょう。そのまま放置せずに、民商へ相談ください。



〔個人事業者の方へ〕
消費税の中間申告と納付は
8月31日(金)までです
平成29年分の消費税額（地方消費税額は含みません）が48万円を超えた事業者には、税務署から書類が届き、中間申告と納付を行います。
中間申告は消費税の前払い制度で、申告と納付期限は、8月31日(金)までです。
口座引き落としの方は、9月27日(木)が振替日です。
忘れずに手続きしましょう。